

## 選挙啓発の 標語募集!!

- 趣旨**  
この標語は、明るく正しい選挙とひとりでも多くの方の投票参加を呼びかけるために使用するものであります。
- 内容**
  - ①投票参加
  - ②正しい選挙
  - ③金のかからない選挙
 に関するものいずれかで、有権者にアピールするものとします。
- 応募方法**
  - ①標語は自作・未発表のものに限ります。
  - ②はがき一枚に一句とし、一人二枚までとします。
  - ③はがきには、住所・氏名(フリガナ)・年令・性別・職業を記入してください。
- 提出先**  
〒951 新潟市学校通1番町  
新潟県選挙管理委員会
- 締切**  
昭和54年2月28日(木)(当日消印有効)
- 審査方法及び賞**  
主催者による審査のうえ、特選3句、秀作5句、佳作10句を選び、特選・秀作には新潟県選挙管理委員会委員長の賞状を授与し、併せて下記相当額の副賞を贈ります。
 

特選	3句	各3万円
秀作	5句	各2万円
佳作	10句	各5千円
- 主催および後援**
  - 〈主催〉 ●新潟県選挙管理委員会
  - 〈後援〉 ●新潟県明るい選挙推進協議会
  - 選挙をきれいにする国民運動推進新潟県本部



※「はしか」は終生免疫ですので一度かかった人は予防接種を受ける必要がありません。

## 「はしか」の 予防接種を 受けましょう

このたび「予防接種法」が改正され「はしか」の予防接種が義務づけられました。「はしか」はおもに小さいお子さんがかかる病気で、発熱の症状がつづき、発疹が全身に広がり、余病を併発して死亡するという例も少なくありません。生後18ヶ月から36ヶ月までの方には通知しますが、37ヶ月から72ヶ月の方はまだ「はしか」にかかったことのない人は予定表に合わせておいでください。  
なお、予防接種の注意書・問診票は各保育所・保健衛生課にあります。

受付時間	会場	対象学区	実施日
午後一時三十分から二時まで	中之島村公民館	中之島・西所・三沼	2月2日
		上通・信条	2月8日
		中通・中野・中条	2月16日

## 広報

# なかのしま

1月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課  
〒954-01 ☎02586(6)2002

村内交通事情状況  
( )内は前月比

	件数	死者	傷者
53年	31 (0)	3 (0)	32 (0)
52年	25	1	26
51年	37	0	49

# あまきり おめでとう

### 人口のうごき

—1月1日現在—  
( )内は前月比

人口	11,174人 (+8)
男	5,501人 (+10)
女	5,673人 (-2)
世帯数	2,210戸 (+2)

今月の納税 ▷村民税(第4期分) ▷保育料(1月分)

# 新春を迎えて



中之島村長 齋藤恭三

村民のみなさん、明けましておめでとうございます。健やかにご越年のことと心からお慶び申し上げます。

顧りみすと、昨年は厳しい減反政策が打ち出され、農家にとりましては大きな試練に立たされたのでありますが、良識あるご理解をいただき百十八パーセントの達成率をみることで、農家の方々のご苦労とご協力を深く敬意を表し、感謝申し上げます。

また、六・二六水害に当りましては、農家はもとより関係機関の昼夜をとおしてのご尽力によりまして被害を最少限に食い止めることができましたものの、大きな傷手を受け減収をもたらしたことは遺憾であります。また、七月上旬には、三小学校においてブルー開きを催すことのできましたのも村民、議会、執行部との円満協調の中での推進の賜で、村民とによりこのごびにたえないところであります。

このほか、村道の整備や中央都市下水路の整備にも意をたくして参ったところであり、今後とも実施計画にそってこれが促進をはかって参る所存でございます。



村議会議員 池上政志

輝かしい昭和五十四年の新春を迎え、村民の皆様謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

私は、昭和五十年五月議長に就任以来、その重責を痛感し、微力ながら円滑な議会運営と村政の伸展を期して、誠心誠意努力を傾注してまいりましたが、おかげをもちまして今日まで大過なく務めさせていただきましたことは、ひとえに村民各位のご支援とご協力の賜と、心から感謝の意を表する次第であります。

昨年は、六・二六水害に見舞われましたが、多年の懸案だった中之島中央小学校の開校をはじめ、学校プールの完備、水田利用再編対策事業などの各種の施策が、厳しい困難な情勢にもかかわらずありましたが、幾多の進展をみましましたことは、誠にご同慶にたえません。

は是非でも国営事業としての端緒を得て、これが推進をいたしたいと思っております。

過般、村政懇談会で貴重なご意見をいただきましたが、これらのご意見につきましても充分尊重し、よりきめ細かな行政を進めて参る覚悟でございます。

村民のみなさんと私との距離をなくするため、今後ともあらゆる機会をとらえまして生の声に接したいと思っております。

今後とも村政発展のため、より一層のご協力と、ご鞭撻をお願い申し上げます。村民各位の益々の健康と、ご多幸をお祈り申し上げ新年のごあいさついたします。

しかしながら日本経済の安定成長路線への転換に伴い、本年も依然として経済、財政全般にわたって厳しく推移することが予測される所であり、これを乗り越えて村政発展のために、さらにより一層の努力をつくさなければならぬと考えます。

激変する社会・経済情勢のもとで、地方自治をめぐる諸環境は一段と厳しいものがあります。本村におきましては、これに対処しつつ、村民生活の安定と向上のため、時代の流れを洞察し、長期的展望に立った明るく住みよい豊かな福祉村をめざしていかなければならないと存じます。

本年は四月に統一地方選挙が予定されており、政治的にも非常に多端な年ではありますが、清新な議会活動を通じ、適切な施策を講じて、村政全般にわたる内容の充実を図り、村民の付託に応えるよう努力する覚悟であります。

どうか、村政に対する皆様方より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。新年のごあいさついたします。

## 12月定例会

# 水田再編特別交付金など 八千七百四十四万円を補正



拡巾される村道中通線

第八回中之島村十二月定例会は、十二月十八日に開催され、四日間の会期で二十一日に閉会しました。この定例会には、昭和五十三年度の一般会計、国民健康保険特別会計の補正予算や村固定資産評価審査委員に鈴木博氏が再任するなど村長提出議案九議案を原案どおり議決しました。その主な内容は次のとおりです。

### 補正予算

■昭和五十三年年度一般会計補正予算について

- 補正額は、専決処分も含めて八千七百八千円を追加し予算総額十九億七千九百九十九万二千円としました。
- その主な内容は――
- 給与改定による人件費等で一千三十三万円。
- 農林水産業費
- 水田利用再編推進特別交付金一千九百七十三万円。

- 種苗対策事業費補助金百九十九万六千円。
- 稲わら結束機補助金二百一十万円。
- 商工費
- 工場設置奨励金(三企業分)二百六十七万七千円。
- 中之島村建設会館建設費補助金百四十万円。
- 土木費
- 村道中通線拡巾用地購入費百五十万円。
- 鉄道建設公団道路受託事業費(新幹線建設工事)三千三百四十九万五千円。
- 教育費
- 中之島分館工事費補助金百四十五万円。

■昭和五十三年年度国民健康保険特別会計補正予算について

- 補正額は三十二万三千円を追加し、予算総額四億五千二百一十一万六千円としました。

### 条例関係

▼中之島村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

● 中之島村心身障害児就学指導委員会規則の設置に伴う委員報酬を設けたものです。

### 請願

▼不公平な税制を正し、一般消費税の新設に反対する請願。

▼昭和五十三年度新潟県水田利用再編対策事業(れんこん経営近代化施設)に対する補助金交付請願。

### その他

▼中之島村固定資産評価審査委員に大

善意を  
ついでに

金十万円を  
社会福祉協議会へ――  
真野代の室橋慎吾さんが分水町商店会の福引きで特等十万円を引き当られ、そのお金を社会福祉に役立ててと役場住民福祉課に寄付されました。

金一千八十三円を  
社会福祉協議会へ――  
鶴ヶ曾根の原田浩さんが社会福祉にと役場住民福祉課に寄付されました。

- ▼ 曲戸の鈴木 博氏が再任。任期満了によるもので同氏の再任が同意されました。
- ▼ 工事請負契約の締結
- 中之島中央都市下水路改良工事(第七次)を指名競争入札の結果、契約額三千六百三十万円で(株)松井組と工事請負契約を締結しました。
- ▼ 村道の認定路線の変更
- 村道中条新田古川線の延長を変更したものです。

### 停電のお知らせ

- 2月15日(水) 9:00～14:00
- 中之島村・中之島第7の一部・野口・六所の一部
- 2月21日(水) 9:00～14:00
- 中条中・東・宮村の一部・真野代の一部

### 停電のお知らせ

- 2月8日(木) 9:30～14:30
- 中条第1・第2・上沼の一部
- 2月14日(水) 9:00～14:00
- 鶴ヶ曾根・中野東・中・西・稲島



村政懇談会

村政懇談会

# ひざを交えての話し合い

「村民のみなさんと直接ひざを交え、生の声をお聞きしたい。そして、それらを行政に反映させよう」…とする「村政懇談会」が前期・後期に分け、十二日間、各学区の公民分館や農協を会場に開かれました。

話題は、窓口事務から村の長期構想まで幅広く意見・要望が出されましたが、とくに共通の話題としては、六・二六水害、道路問題及び除雪問題、米の生産調整、そして公民分館及び冬期間の小学校の通学問題など生活に結びついた話題に集中しました。

その主な内容について、今回は先月号に引き続いて、検討を加えなければならない問題について、検討を加えた結果について紹介します。

## 消 防

### 初期火災には 家庭用消火器を

三沼地区の刈谷田川提防復旧工事で、現在ある工事用の坂を将来消防用（緊急用）として存続できないか…。

■三条土木事務所では、差し支えないということですが、刈谷田川の平常時の水位では消防車（ポンプ）の給水管の関係で、消防活動が無理ですのでご了承ください。

大口部落の消防ポンプ小屋は、現在、国道の西側にあるが、東側にも新設してもらいたい。

■将来の近代消防施設整備の中で研究します。

初期火災には、家庭用消火器を持参してください。

## 学 校

### 米飯給食を もっと

■使用した場合は、各分団で消火液のつめかえをします。

■スクールバスの待合所の建設をお願いしたい。また、部落で建設した場合助成してもらいたい。

■上通学区の場合、現在使用してい

## 土 木

### 防犯灯の 設置を

上通小学校に野球のバックネットの新設をお願いしたい。

■五十四年度予算で設置します。

杉之森から中之島中央小への通路（農道）を舗装してほしい。

■今年の雪消えに調査し、路面を補修しますのでご了承ください。

## そ の 他

### 三沼のシンボル 「ケヤキ」の木 専門家の診断を

保育所にもプール（水あそび場）の設置してもらいたい。

■二三年充分検討してから考えます。

三沼部落のシンボルでもある旧校地内にある「ケヤキ」の木が元気がないので専門家の診断をお願いする。

■農業改良普及所の園芸技師から診断してもらいようお願いします。

広報なかのしまに村議会の内容を掲載してもらいたい。

■昭和五十四年三月議会から一般質問を掲載するようにします。



いる所を利用してもらう。

中条学区の場合、降雪になると部落内にスクールバスが入れないので、バイパスの定期バスの停留所を利用する予定で研究しています。

助成は考えていません。

小学校の米飯給食について、現在、週二回で実施しているものをもっと回数を増やせないか…。

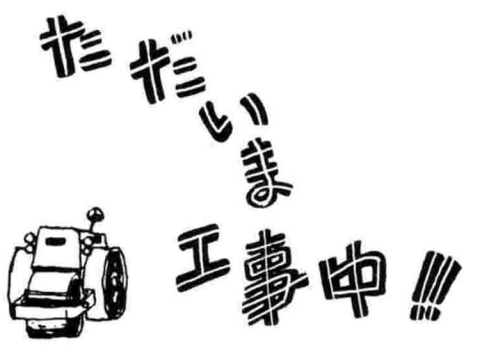
■給食費の問題もありますので早急にアンケート調査をしたうえで検討します。



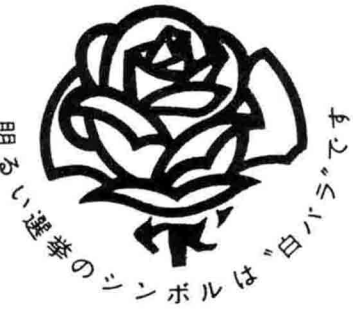
### 入学通知書 届きましたか

この四月新しく小学校へ入学されるお子さんの入学通知書を嘱託員を通じ各家庭に配付しましたが、一月中に届かない場合はご連絡ください。（TEL・六・三〇三 教育委員会・学校教育係）

また、中学校へ入学されるお子さんには、各小学校へお渡ししました。



場 所	工 事 各	工事費 万円	工 事 業 者	完了予定日
中野東	中央都市下水道改良(第7次)	3,630	勝 松 井 組	54.3.25
大 沼	道路改良	602	新興建設㈱	54.3.19
灰 島	道路改良	935	勝 佐 藤 組	54.3.19
横 野	道路維持工事	45	室 橋 組	54.2.10
灰 島	道路維持工事	198	松井木材建設	54.3.12



# 今年も統一

- 違反になる例
  - ①候補者の氏名・写真・経歴などを記載したチラシ・ビラ等を頒布すること。
  - ②電報によって投票を依頼すること。
  - ③自分の友人・知人など多数に投票依頼の手紙を出すこと。
  - ④選挙運動のポスターは、選挙管理委員会の交付する証紙を貼ったものでなければ掲示できません。
  - ⑤選挙運動のために掲示できる文書・図画は委員会の交付する証紙を貼ったポスター五百枚のほか、選挙事務所・選挙運動用自動車・演説会場で使うポスター・立札・ちょうちん・看板と候補者がするタスキ・胸章・腕章だけです。(数・大きさなどに一定の制限があります。)
  - ⑥選挙運動用のポスターを貼る場合は、居住者または管理者の承諾を得なければなりません。

## 文書等

▼選挙運動のために頒布することができるのは「選挙用ハガキ」だけに限られます。村議会議員選挙の場合は、八百枚以内に限られ、これ以外の文書・図画の頒布は禁止されます。

## 村議会議員選挙

4月22日

## 県議会議員選挙

4月8日

- その他
  - ①選挙運動のために各戸を訪問することは禁止。
  - ②選挙運動のための署名運動は禁止。
  - ③候補者や候補予定者の人気投票の結果を公表することは禁止。
  - ④選挙運動に関して飲食物を提供するとは禁止。

## その他

## 演説会等

ばなりません。(国・県・市町村等の施設に貼ってはいけない等の制限がある。)

▼青年団・婦人会などが候補者を集めて立会演説会を開くことはできません。深夜の街頭演説は禁止されます。街頭で選挙運動のための演説をする場合は、午前七時から午後八時までで、委員会から交付される標旗を掲げて、その場所にとまってしなければなりません。汽車、電車、病院などの中では演説できません。

- 選挙運動
  - ①「選挙運動用ハガキ」を差し出すことはできません。
  - ②村議会議員の場合は、候補者候補者一人について八百枚のハガキを使用することができません。このハガキには「選挙用」という表示がされています。
  - ③電話をかけることはできません。
  - ④電話を使って投票を頼むことについては何の制限もありません。(相手かわず電話をかけて迷惑にならないようにしたいものです。)
  - ⑤個々面接で投票依頼をすることはできません。
  - ⑥道などで知人に偶然会ったり、汽車やバスの中で知人に会った時に投票の依頼をすることができません。

## 選挙運動

だれでもできる

- 贈ること(求めること)が禁止される事例
  - ①開店祝・落成式などに花輪を贈ること。
  - ②町内会や老人会などの集まりにお金を寄付したり、食事やお酒を届けること。
  - ③お中元やお歳暮を贈ること。
  - ④お祭りの時にお金を寄付したり、酒などを届けること。
- 違反になる例
  - ①立候補予定者が立候補届出前に個々の選挙人に面接して「よろしく頼む」と。
  - ②「〇〇先生を囲む会」などの名目で選挙人多数を招待し、席上、「来たるべき選挙にはよろしく頼む」などと演説すること。
  - ③贈らない・求めない・受けとらない」という、いわゆる「三ない運動」が展開されています。
  - ④花輪・祝儀等の寄附は禁止。候補者等が、選挙区内の者に対して行う寄附は選挙に関するものを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。(親族の場合を除く)
  - ⑤立候補届出前の選挙運動は「事前運動」として禁止されています。選挙が終わっても、当選や落選のあいさつをするために戸別訪問をしたり、新聞等に「当選御礼」などの広告を出したり、当選祝賀会等を開催することも禁止されています。
  - ⑥通行人を選挙事務所に呼び入れて酒などをふるまうことの禁止。
  - ⑦選挙運動のために氣勢を張る行為の禁止。(選挙人の耳目を集めるために自動車やバイクを連ねたり、隊列を組んで往來したりすることなど)

# 地方選挙

## 日頃から心がけようきれいな選挙

これだけは知っておこう

## 町村選挙の知識

ご協力をお願いします。

今年も、統一地方選挙の年です。明るく、住みよい社会をつくるには、明るく、正しい、きれいな選挙が行われることが必要です。このためには、有権者ひとりひとりが自分自身の自由な意思によって代表を選ぶという選挙に対する正しい認識と理解が肝要です。

このような選挙を実現するには、候補者等が選挙法を遵守することが必要なのですが、選挙人ひとりひとりも選挙法を知り、選挙違反をなくすとともに、主権者としての自覚を高め、正しい判断と行動ができるよう政治意識の向上に努めなければなりません。その具体的な内容を紹介しますので、明るい選挙の推進に

## 寄付の禁止

▼花輪・祝儀等の寄附は禁止。候補者等が、選挙区内の者に対して行う寄附は選挙に関するものを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。(親族の場合を除く)

「贈らない・求めない・受けとらない」という、いわゆる「三ない運動」が展開されています。

## 運動の期間

▼立候補の届出前に選挙運動をすると違反になります。選挙運動ができるのは、立候補の届出の日から投票日の前日までに限られています。

立候補届出前の選挙運動は「事前運動」として禁止されています。選挙が終わっても、当選や落選のあいさつをするために戸別訪問をしたり、新聞等に「当選御礼」などの広告を出したり、当選祝賀会等を開催することも禁止されています。

- 違反になる例
  - ①立候補予定者が立候補届出前に個々の選挙人に面接して「よろしく頼む」と。
  - ②「〇〇先生を囲む会」などの名目で選挙人多数を招待し、席上、「来たるべき選挙にはよろしく頼む」などと演説すること。





もうすぐ野良仕事が……

### 2月1日、2日 村公民館で 農耕用軽油免税証 の出張交付

三条財務事務所では、つぎの日程で免税証の出張交付を実施します。この機会に手続きを一。

- 日程
  - 2月1日(木)
    - 午前=中之島・上通学区
    - 午後=中 通・中野学区
  - 2月2日(金)
    - 午前=中 条・西所学区
    - 午後=信 条・三沼学区
- 時間……いずれも午前10時から午後3時までです。
- 会場……中之島村公民館
- もってくるもの
  1. 継続申請の方
    - ①免税軽油使用者証。
    - ②耕作面積証明書(税務課から早めにもらってください。)
    - ③申請者の印かん(共同の場合は全員の印かんが必要)
    - ④軽油を購入する販売店を決めてくること。  
▷使用者証の有効期間が切れても機械の変更がなければ、期間の延長ができますので、使用者証を必ず持参ください。
  2. 新規申請の方
    - ①機械の所有証明書(税務課)未登録の場合は販売業者の証明書。
    - ②その他は継続申請の②③④に準じます。
  3. 機械を変更した場合
    - ①新規申請に準じます。
  4. 共同使用者に異動があった場合
    - 継続申請に準じます。(変更申請書を提出)

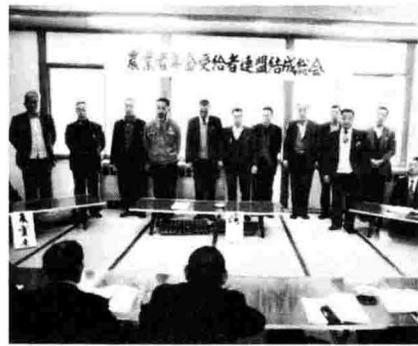
●当日会場に来られない人は、その後毎土曜日に三条財務事務所「間税係」で免税事務を行っています。

※その他、免税証の取り扱いについて不明な点は、同財務事務所または役場税務課へおたずねください。



近藤	中田	山崎	浅野	高橋	吉野	鈴木	田中	大竹	倉茂	倉茂	高橋	丸山	高橋	小坂	入沢	長谷川	田崎	若月
弘子	勝義	光夫	正明	国男	謙吉	勝美	勇吉	敏雄	昌輔	良輔	精一	綾	誠	一	一彦	一彦	二	則夫
5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回
(鶴ヶ曾根)	(中之島)	(中之島)	(五島)	(中之島)	(長島)	(大島)	(大島)	(大島)	(大島)	(大島)	(大島)	(池田)	(池田)	(思島)	(灰川)	(灰川)	(末野)	(末野)

農業者年金制度は、農業者の経営の若返りを主体として、農



### 農業者年金受給者連盟結成

業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的に制定されましたが、今日における経済状況は、年金受給金額をもって老後の生活安定を図るための年金額には不十分であるため、物価と対応するスライドアップなどの改善を受給者の力で解決の方向に導くよう年金受給者はその志しを同じくする者同志が集まり、さる十二月二十日に結成総会が開かれ、会長には高木三郎氏、副会長には塩入金作氏を選び、今後の事業計画などを承認しました。

感電 火災事故 未然に

- 「漏電しゃ断器」を取り付けましょう!!
- 推進運動期間 一月五日〜二月二十八日
- 期間中にお申し込みの際は特別価格にて施工致します。
- 申し込み・問い合わせは 見附電気工事工業組合 ☎210779
- 東北電力(株)見附営業所 ☎210012
- 今町出張所 ☎612072

たばこは村内で買ひましょう



「五回以上の献血者を表彰します。」と広報十二月号でお知らせしたところ七十名もの方々から申請があり、大変喜んでおります。献血もみなさん方のご理解とご協力により献血者も年々増えておりますが、血液の需要は、交通事故などの大量の輸血を必要とするものの増加によって年々十パーセントぐらいつづ増えてきていますので、まだまだ足りません。なお一層のご協力をお願いします。

池田	箭野	浅野	久保	船津	田中	浜田	大久保	岡部	小根	岩谷	高野	吉村	小野	原田	西沢	小菅	中村	樋口	大竹	高橋	入沢	渡辺	斎藤	高木	松永	石川	中村	中村	久住	本間	田中	齋藤	鈴木	皆川	石野	丸山	五回		
ミ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	5回	6回	6回	6回	6回	6回	6回	6回	6回	7回	7回	7回	8回	11回	
(福原)	(福原)	(中野)	(末野)	(末野)	(末野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(上野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中野)	(中之島)	(中之島)	(中之島)	(中之島)	(中之島)	(中之島)	(中之島)	(中之島)	(中之島)	(中之島)	(中之島)	(末野)	

年金の支払いは、毎年みなさんの生存などを確認したうえで行われています。みなさんが、年金を引き続いて受けるためには、年一回生存していることの証明を提出しなければなりません。これを現況届(国民年金受給権者現況届)といひます。現況届の用紙(ハガキ)は一月十五日ごろまでに受給者あてに直接郵送されます。受給者のみなさんは、その用紙に住所・氏名を記入のうえ、押印し、村長の証明を受けて二月十五日までに必ず投函してください。なお、現況届が期限までに提出されないと、



- ①住宅を新築したり、新築住宅を買った人。
  - ②病気などのため、多額の医療費を支払った人。
  - ③災害や盗難にあつて損害を受けた人。
  - ④五十三年の途中で退職し、年末調整を受けなかった人。
  - ⑤源泉徴収された原稿料や、配当などの収入が少額で、その他の所得も少ない人。
  - ⑥予定納税のある人で、確定申告の必要がなくなった人。
- ……などですが、それぞれについて、必要な条件がありますからご注意ください。なお、還付金は最寄りの郵便局で受取ることになっていますが、金額が三万円以上のときは、銀行などの預金口座に振込んでもらうこともできます。

### 税務コーナー 還付の申告は お早目に

昭和五十三年分の所得税の確定申告と納税は二月十六日から三月十五日までとなっていますが、税金の還付を受けるための申告書は二月十五日以前でも受付けておられます。早く申告すれば、税金の還付も早く受けられます。税金が還付される人は……

年金の支払いを一時差し止められることもあります。また、用紙が届かない場合は、住民福祉課にお問い合わせください。